

平成26年度 公文書館企画・出張展 開催



ワークス

掃除に始まる
公文書保存

公文書レポート

布告（達）する

研究紹介

長谷川栄子著
『明治六大巡幸』

寄贈図書のご紹介

お知らせ

最新の研究成果によりながら、宮城県図書館の歴史、宮城県の「知」の原点を探っていきます。

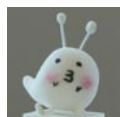
企画展 宮城県図書館展示室 7/5～10/24
出張展 宮城県庁県政広報展示室 10/1～12/5
入場無料

ワークス

掃除に始まる公文書保存

専門調査員 澁谷 悠子

◆環境管理が大事な理由



うつぼ係長、聞いて下さい！大切な高校時代の交換日記に虫食いがあったんです！！
家族アルバムにはカビが生えてて…（涙）

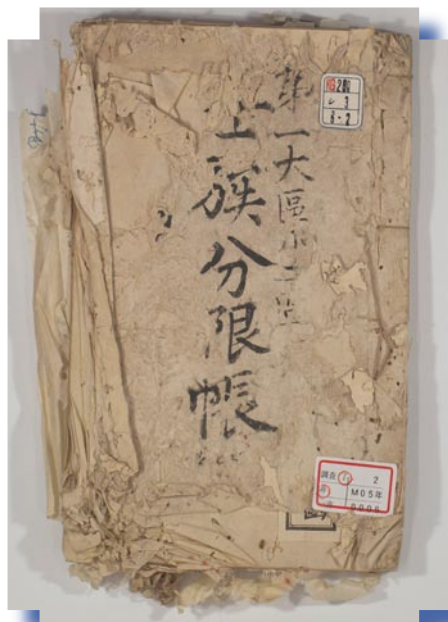
あらやだ、大事なものならきちんと保存しないとしば虫君に公文書館流の保存方法を教えちゃうわ



古い文書や絵図、昔に撮影された写真のネガフィルムといった公文書も虫やカビは大敵です。紙を食べるシバンムシやシミといった虫が文書につくと、紙の繊維が虫に食べられることによって文字が読めなくなったり、ページ自体がぼらぼらになってしまうことがあります。また、風通しが悪くほこりがたまっている、かつ温度・湿度が高い場所に公文書を放置すると、あっという間にカビが生えてしまいます。特に和紙は湿度が高い状態が続いたり、水に濡れたまま放置されると紙の繊維が綿状(フケ)になってしまいます。

◆公文書を守るために

かつて公文書館や博物館などでは文化財を虫やカビから守るため、臭化メチル^{しゅうか}という薬剤を用いてくん蒸^{じょう}を行ってきました。ですが、この薬剤はオゾン層を破壊する温室効果



虫に食べられた資料

ガスであるということで、平成16年(2004)年末に使用中止になりました。この臭化メチル^{しゅうか}の全廃を機に、自然環境に与える影響が比較的少ない二酸化炭素処理・低酸素(脱酸素)処理・低温処理などを実施する館が出てきています。また、定期的な薬剤処理は行わず、書庫環境の調査によって虫やカビの活動を監視する体制をとっている館も増えています。これは、虫やカビが発生したら薬剤で殺せばよいという考え方とは異なり、虫・カビの侵入や発生を予防することに重点を置いた「IPM (Integrated Pest Management: 総合的有害生物管理)」という考え方です。虫やカビを防ぐためには、まず「虫やカビを書庫に入れない」・「増やさない」・「書庫環境を常時監視する」ことが重要です。

当館では平成13年(2001)の開館以来、殺虫効果のある薬剤を年1回使用し、公文書の保存処理を行ってきました。平成25年(2013)4月に県図書館内に移転し、密閉可能な書庫を新設したことや、薬剤が公文書・書庫環境などに及ぼす影響を考慮して、現在、使用薬剤や保存処理の見直しを行っています。保存処理については別の機会に改めて報告することとし、今回は日々取り組んでいる書庫管理について紹介したいと思います。

◆公文書館の日常

当館では、①書庫内温湿度の調整と記録管理、②書庫清掃、③害虫調査を定期的に行っています。まず、①書庫内の温湿度は温度 $22^{\circ}\text{C} \pm 2^{\circ}\text{C}$ ・湿度 $55\% \pm 5\%$ を24時間保つように書庫空調機を設定しています。さらに書庫内4箇所を設置した温



カビの生えた資料

湿度計の数値を朝と夕方に記録し、急激な温度・湿度の変化がないか監視しています。昨年度の調査結果から、特に梅雨入りから8月頃までは書庫内の湿度が高くなりやすいことが分かったので、現在、湿度をおさえる設定に変えて空調機を稼働させています。

②書庫清掃と③害虫調査は、毎月2回行っています。書架や公文書に積もったホコリを落とし、床や可動式書架のレールにたまったホコリ・髪の毛などをヘパフィルター付掃除機やクイックルワイパーで掃き取っています。当館で公文書を閲覧する場合、書庫内の原本利用を原則としており、そのため書庫への職員の出入りが頻繁に行われています。書庫に入室する際には外履きから書庫専用のスリッパに履き替えています。職員の頭髪や衣服に付着したホコリが一緒に入ってしまうようで、清掃の度にかなりのホコリやゴミが確認されています。③は、市販の粘着性害虫トラップを書庫内に設置し、書庫清掃の際にトラップにかかった虫の種類や数を記録しています。定期的な観察によって虫の発生に気付きやすくなり、被害の拡大を防ぐことができます。

以上のように、公文書の保存は日々の温湿度管理と掃除・防虫が非常に大事だといえます。皆さんの家にある貴重な思い出の品も時々ホコリを払い、風を通してあげるだけで長く保存することができます。お時間があれば、ぜひこの機会にお手入れをしてみたいはいかがでしょうか。



公文書レポート

布告（達）する

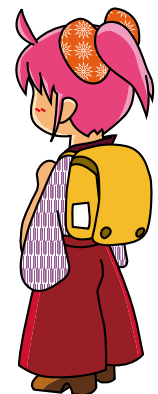
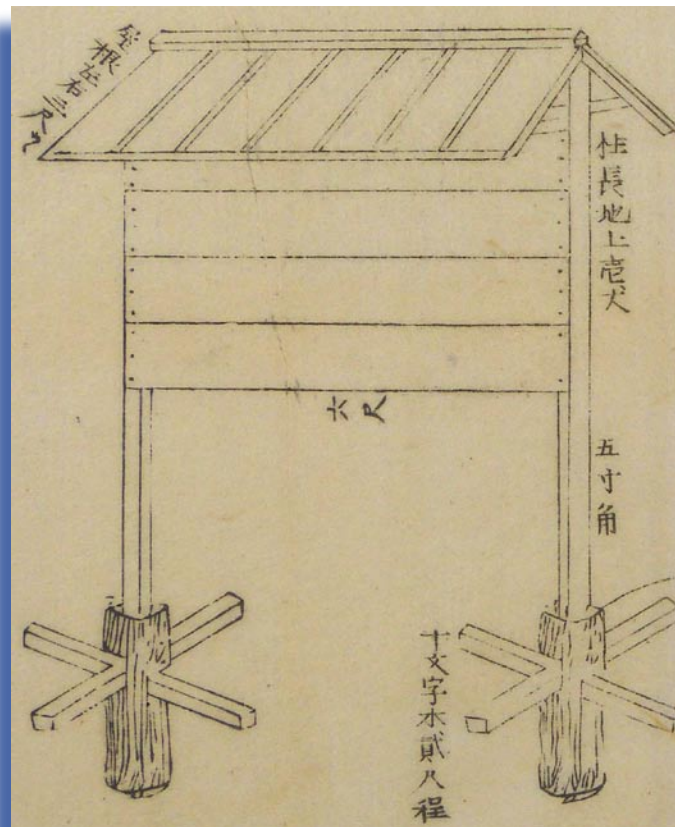
専門調査員 片岡 耕平

当館には、「布告」ないし「布達」の名が付いた簿冊が多数所蔵されています。そこには、県民に、文字どおり「布」く「告」げる（「達」す）べき国や県の命令を記した文書が数多く綴られています。テレビ・ラジオ・インターネットなど、情報を一斉に伝達する手段が確立した現在ならいざ知らず、そんな手立てなどほぼなかったと言ってよい明治時代に、国や県の決定は、どのように県民に「布」く伝達されていたのでしょうか。

宮城県が布告（達）を伝達する手段を定めたのは、明治6（1873）年2月のことでした。もちろん、布告（達）はそれ以前にも存在します。が、伝達が遅れたり、なされなかったりといった問題が生じていたのです。そこで県は、区長・各小区戸長の自宅門前や人通りの多い場所に「掲示場」を設けることにします。さらに、そこに貼り出す文書は、区長・戸長の筆写に委ねると誤りもあるというので、活版で作成したものの購入を奨励しました【M9 - 197】。県が布告（達）を活字化する活版社の県下での営業を認めたのは、その前の月のことです【M6 - 68】。



「掲示場」に貼り出した布告(達)は、人の目に触れなければ意味がありません(写真は、「掲示場」の雛形：【M8－123】)。県は、毎月1日～4日の間に一度、その後は4日ごとに一度、全ての県民がそこに足を運ぶことを求めました。「難読者」には、後見人や伍長の補助を付けて【M9－197】。しかし、現実は、県の思惑どおりには運ばなかったようです。たとえば、宮城郡根白石村では、月に一、二度の休暇のたびに小区内に住む全員を集めて士族に文意を解釈してもらうのが精一杯でした。「難読者」を補助すべき戸長が、「根元無学」だったのです。始まったばかりの小学校教育が軌道に乗れば状況は改善するはず。戸長は、そう見通しを述べています【M6－68】。



しかし、「掲示場」の寿命は、教育の成果を待つほど長くはありませんでした。各地で有名無実化した「掲示場」の様を見た県は【M10－80】、4年後の明治10(1877)年には方針を転換します。仙台市街など人口の多い地域を中心に「掲示場」の数を削減し、木版に綴った活版の文書を約60戸ごとに回覧させることにしたのです【M10－42】。掲示から回覧へ。より確実に人の目に触れる方法が採られたと見るができます。それを可能にしたのは、同じものを大量に生産できる活版印刷の技術でした。

※【 】内の番号は当館の所蔵資料番号です。

研究紹介

長谷川栄子著 『明治六大巡幸－地方の布達と人々の対応－』

(熊本出版文化会館 2012年)

専門調査員 栗原 伸一郎

明治9年(1876)、明治天皇は「東北・北海道巡幸」の一環として、宮城県を訪れました。また、明治14年(1881)には北海道に向かう途中に、宮城県を通過しています。天皇が数ヶ所を続けて訪問することを「巡幸」といいます。明治天皇は地方行幸や巡幸を97回おこないましたが、明治5年(1872)から18年(1885)にかけておこなった6回の巡幸は、期間、訪問先の数、供をした人数が大規模なもので、六大巡幸といわれています。

これまでも六大巡幸については研究されてきましたが、個別の地域・地方を対象とする全体像を論じることが難しく、刊行されている基礎的な史料集には中央官庁所蔵文書しか収録されていませんでした。そこで、各地に残る府県庁文書も活用しながら、各府県の対応がどのようなものだったのか、府県間における対応に共通性はあるのか、巡幸の施行年によって府県の対応は変化しているのか、などの点について実態を明らかにし、六大巡幸の歴史的意義に迫ったのが本書です。本書は本文と史料編からなっており、史料編には、政府が地方官に達した心得書、警察の沿道取締心得書、各府県の布達を収録しています。

宮城県の様子が示されているのが「第3章 明治9年東北・北海道巡幸」です。例えば、宮城県では、布達によって小学校の生徒たちが集団奉迎を実施し、親たちが競って子どもたちの衣服を整えました。沿道には露店が出され、祝祭の気分が満ちていました。本書は、こうした各時代・各地の事例を積み重ねることで、天皇を拝見するために沿道に並ぶだけでなく、次第に積極的に巡幸に関していく人々の姿を浮き彫りにしていきます。

また、宮城県を含めた東北各県では、道路の整備に力を入れていました。これは県官が他県の様子を参照して、他県に劣るまいと張り切ったことが背景にあったとしています。本書は、各府県が巡幸を迎えるため府県民に出した布達に注目することで、政府は平常通りの民衆生活を天皇に見せるため、道路の修繕は不要であると毎回指示していたにもかかわらず、ほとんどの地方がそれを無視していたことを明らかにしています。

当初、政府の指示は大まかで、地方官がそれぞれに解釈した結果、巡幸は祝祭化し、民衆も道路修復を強いられて不満を抱くようになっていました。そのため、西南戦争後に行った明治11年(1878)の巡幸からは、政府は民費負担が増えないよう統制を強め、それまでの開化の模範としての天皇像を転換し、親しく地方民情を問う天皇像を強調していったとしています。宮城県に関わる二回の巡幸で、政府がそれぞれ打ち出した天皇像は、大きく異なっていたということになります。

「あとがき」によれば、著者は東日本大震災が発生した後に、かつて調査した史料を再撮影するために宮城県公文書館を再訪問し、「史料が同じ状態であり続けることの貴重さ」を実感したそうです。公文書が各地域の歴史を、そして近代日本の歴史を考える上で、とても重要であることを示している一冊です。

寄贈図書のご紹介

平成 25 年 12 月から平成 26 年 6 月までに、関係各位より寄贈された図書・雑誌の一部を紹介します。ご紹介した図書・雑誌は本館閲覧室で自由に閲覧することができます。

仙台郷土研究会	『仙台郷土研究』第 38 号第 2 巻（通巻 287 号）
仙台市	『仙台市史 特別編 9 地域誌』
吉野作造記念館	『吉野作造研究』第 10 号
東北大学史料館紀要	『東北大学史料館紀要』第 9 号
角田市教育委員会	角田市文化財調査報告書第 43 集『和田家資料「内留」嘉永二年』
埼玉県立文書館	『文書館紀要』第 27 号
同上	『諸井（三）家文書目録』
東京都公文書館	『東京都行政資料集録』平成 24 年度
同上	『東京市史稿 産業編』第 55
千葉県文書館	『東金市台方 前嶋家文書目録』3
同上	『千葉県の文書館』第 19 号

このほか、たくさんの関係機関からの寄贈がありました。ありがとうございました。

お知らせ

公文書館企画・出張展 「知の原点 -宮城県図書館史-」のご案内

宮城県図書館展示室（入場無料）

期間 平成 26 年 7 月 5 日（土）～ 10 月 24 日（金） 時間 午前 9 時～午後 5 時
休館日 月曜日・宮城県図書館の臨時休館日

宮城県庁県政広報展示室（入場無料）

期間 平成 26 年 10 月 1 日（水）～ 12 月 5 日（金） 時間 午前 9 時 30 分～午後 4 時
閉庁日 土曜日・日曜日・祝日



臨時休館日・開館時間変更のご案内

予定されている開館時間の変更は以下の通りです。

9 月 26 日（金） 午後 1 時閉館
（閲覧申請等は 12 時 30 分まで）

公文書館だより バックナンバーのお知らせ

『宮城県公文書館だより』のバックナンバーは公文書館ホームページからダウンロードできます。

HP アドレス

<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/koubun/tayori2.html>

宮城県公文書館だより 第 25 号

平成 26 年（2014）7 月 1 日 発行

編集・発行 宮城県公文書館

〒 981-3205 宮城県仙台市泉区紫山 1-1-1

Tel 022 (341) 3231 Fax 022 (341) 3233

E-mail koubun@pref.miyagi.jp

HP <http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/koubun/>

